

改正

令和7年2月17日告示第37号

令和7年12月23日告示第144号

中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により影響を受けている市民及び市内事業者を支援するため、市民に商品券を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 市が発行する中野市地域支え合い商品券をいう。
- (2) 交付対象者 令和7年12月17日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 取扱事業者 市内に事業所を有し、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 一般商店等 取扱事業者のうち、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。
- (6) 大型店等 一般商店等以外の取扱事業者をいう。

(商品券の交付額等)

第3条 商品券の交付額は、交付対象者1人につき1万円とする。

2 商品券の1枚当たりの券面金額は1,000円とし、交付する商品券の種類及び金額の内訳は、次の表のとおりとする。

名称	内容	枚数	金額
一般商店等利用券	一般商店等で利用できる商品券	6枚	6,000円
共通券	一般商店等及び大型店等で利用できる商品券	4枚	4,000円

(商品券の使用期限)

第4条 商品券の使用期限は、令和8年5月31日とする。

(商品券の交付)

第5条 市長は、商品券交付事業の実施に当たり、基準日の終了時点の住民基本台帳における交付対象者の氏名、住所等を掲載した交付対象者リスト（第6条及び第7条第1項において「リスト」という。）を作成し、これに基づき交付を行うものとする。

2 商品券は、交付対象者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡又は転出した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者）に対し、送付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者等市長が特に認める場合は、当該者に対して送付することができる。

(転入者への商品券の交付)

第6条 市長は、交付対象者でない者で、基準日の翌日から令和8年4月30日までの間に本市の住民基本台帳に記録されたものをリストに掲載し、転入者1人につき交付対象者1人分の商品券を交付するものとする。この場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(申請による商品券の交付)

第7条 リスト掲載者のうち、令和8年5月22日までに母子健康手帳の交付を受けた者（基準日以前に出産した者を除く。）は、母子健康手帳1冊につき交付対象者1人分の商品券の交付を受けることができる。

2 前項の規定により商品券の交付を受けようとする者は、中野市地域支え合い商品券交付申請書（別記様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、交付の可否を決定し、通知するものとし、交付の決定を受けた者に商品券を交付する。

(取扱事業者の登録)

第8条 市長は、別に定める方法により取扱事業者を募集し、応募した事業者を登録するものとする。

(取扱事業者の責務)

第9条 取扱事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、取扱事業者が前項の責務に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り

消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引において使用された商品券を提出した取扱事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 商品券の換金手続は、市長が別に定め、当該換金業務を信州中野商工会議所に委託することができる。

3 取扱事業者は、令和8年6月25日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により商品券を入手又は使用したと認めるときは、当該商品券又は券面金額に相当する金銭を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和5年12月19日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和7年2月17日告示第37号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱の規定に基づき交付した商品券の取扱いについては、この要綱による改正後の中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年12月23日告示第144号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する商品券について適用し、同日前に交付した商品券については、なお従前の

例による。

別記様式（第7条関係）

中野市地域支え合い商品券交付申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱の規定に基づき、令和8年5月22日までに母子健康手帳の交付を受けた者（基準日以前に出産した者を除く。）に該当し商品券の交付を受けたいので申請します。

添付書類

- ・母子健康手帳の写し